令和８年 11 月９日
大阪市教育委員会

令和８年度 大阪市教育委員会における学校歯科保健事業業務（保健体育グループ 会計年度任用職員）募集要項

１　募集人員

１名

２　募集内容

主な業務内容

（1）歯科保健事業にかかる調査研究データの収集・集計・準備業務
（2）生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業の準備にかかる補助業務
（3）学校への歯科保健指導（実地指導）に関すること
（4）担当内庶務的業務 など

３　応募資格

（1）歯科衛生士免許を有する者

（2）以下に該当する者

パソコンソフト（ワード・エクセル等）の基本的な操作ができる者

(3)地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋)】

（欠格条項）

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)、(3)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

４　任用期間

合格通知を行った翌月の１日から令和９年３月31日まで

※　勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（２回まで最長３年）
最長３年の任用期間となりますが、事業の進捗状況によって、任用期間が短くなる場合があります。

５　勤務条件等

(1)勤務時間・日数

週 30 時間　週５日勤務

午前９時から午後３時 45 分（休憩 45 分を含む 1 日６時間勤務）

(2)休日

・土曜日及び日曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

・12 月 29 日～1 月３日までの日（前号に掲げる日を除く）

(3)勤務場所

大阪市教育委員会事務局　大阪市役所３階　（大阪市北区中之島１－３－20）

(4)報酬等

報酬（月額）184,904 円～209,148 円

※　採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※　別途期末勤勉手当が支給されますが、採用時期により金額は異なります。

※　上記の他に通勤手当が支給されます。

※　上記報酬等は募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5)休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり付与されます。

・年次休暇　付与日数：辞令交付日による

付与期間：辞令交付日～令和９年３月 31 日

・特別休暇　【有給】忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇、育児時間休暇、子の看護休暇※１、短期介護休暇※１、ドナー休暇、災害等による通勤時の出勤が困難な場合　等　（※１別途取得要件あり）

【無給】生理休暇、妊娠障害休暇

・その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6)社会保険

健康保険（共済組合短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険に加入

(7)服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8)その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

６　選考方法

口述（面接）試験

7　選考日時及び選考会場

申し込まれた方に随時ご案内いたします。

8　申込方法

以下の(1)から(4)の書類等を簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）にて送付してください。また、封筒表面に「会計年度任用職員【学校歯科保健業務】申込書在中」と朱書きしてください。書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 大阪市教育委員会会計年度任用職員採用申込書

（学校歯科保健事業に携わる歯科衛生士）　　１通

※　必要事項を記入し、過去３か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※　受験申込書は本市所定の様式に限ります。「大阪市ホームページ」よりダウンロードし、両面印刷をしてください。

※　記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取消します。

(2)「受験案内」及び「選考結果」通知用の定型封筒（長形３号）　２通

※　必ず宛先を記載のうえ、320円切手を貼付してください。

（内訳：郵便料金110円、特定記録郵便210円）

(3)申し立て書　１通

※　申し立て書は、大阪市所定の様式を「大阪市ホームページ」よりダウンロードしてください。

(4)歯科衛生士免許の写し

※　Ａ４サイズに縮小コピーしてください。

氏名変更等で裏書きがある場合は、両面コピーしてください。

免許証の氏名変更等が必要な場合は、受験申込までに所定の手続きを済ませてください。

9　採用申込書の受付期間等

随時募集

（注）簡易書留にて後掲の「13　問合せ先」まで送付してください。

10　受験案内の送付

試験時間等の詳細については、受験案内により受験者本人あてに通知します。

11　結果の発表

選考の結果については面接終了後、２週間以内に通知します。なお、選考結果については、受験者全員に通知します。なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

12　その他

・提出された書類に虚偽の記載があった場合は、すべて（受験資格・名簿登録・採用）無効とな

ります。

・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

・受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

13　問合せ先

〒530―8201

大阪市北区中之島１丁目３番20号　大阪市役所３階

大阪市教育委員会事務局指導部　保健体育担当（保健体育グループ）

電話番号：06-6208-9141（担当：土山・奥野）

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

２　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること

・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと

・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと

・入れ墨の施術を受けないこと